

リニア中央新幹線整備に係る本県の対応 <資料3-1>

補償確認書の締結について

大井川の水利用に影響が生じた場合の「補償の対応」に関する確認事項について、県とJR東海との合意が調ったため、1月24日に、国土交通省による立会いの下、補償確認書を締結しました。

■ 締結式

○日 時 令和8年1月24日(土)

○場 所 県庁本館4階 議会特別会議室

○出席者

<締結者> 知事、JR東海 丹羽 俊介 代表取締役社長

<立会人> 国土交通省 水嶋 智 事務次官

<同席者> 大井川流域8市2町、利水団体

■ 確認書に盛り込んだ主な内容

○請求期限及び対象期間について予め期限や限度を定めない

○因果関係の立証は大井川流域の関係者等に求めない

○国も関与する中立的・継続的なモニタリング体制の構築や、国土交通省の指導のもと、JR東海が所要の対応を講じる



確認書を囲む三者(JR東海・県・国土交省)